

県道長井古座線 八郎山トンネル技術検討委員会 規約

(目的)

第1条 和歌山県（以下「県」という。）は、八郎山トンネルにおける不適切施工の修補方法に関する検討を実施するため、学識経験者で構成する「県道長井古座線 八郎山トンネル技術検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議及び検討する。

- 一 今回の事象に至った原因究明
 - 二 トンネル本体の安定性評価と必要な対策工の立案
 - 三 その他委員会において必要と認めた事項に関すること
- 2 前項に関連して新たな検討事項が発生した場合は、必要に応じて、他の委員会などにおいて審議及び検討することができる。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、トンネル工学などにおける最新の技術的知見を熟知している公正中立な立場にある学識経験者をもって構成する。

- 2 委員長及び委員（以下「委員等」という。）は、別紙－1のとおりとする。なお、委員等を追加又は変更する場合には、委員会の承認を得るものとする。
- 3 委員等の任期は、委員会の業務が完了するまでとする。
- 4 委員長は、委員会の事務を総括する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の運営)

第4条 委員会には委員長を置き、委員会は、委員長が召集し、委員等の半数以上の出席をもって開催されるものとする。なお、委員会の出席は、WEB会議方式でも可能とする。

- 2 委員長は、委員に諮ったうえで、委員の変更または追加を行うことができる。
- 3 委員会は、業務を遂行する上で必要と判断される場合は、資料等の提出その他を事務局に求めることができる。
- 4 委員が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(情報公開)

第5条 委員会の設立趣意書、規約及び委員名簿は公表するものとする。

2 委員会は非公開を原則とする。

3 委員会における配布資料、議事要旨及び審議結果は、原則として公表とする。ただし、個人情報等公表することが適切でないと判断される資料については、委員会の了承を得て公表しないものとする。

4 委員会の議事要旨は、事務局において作成するものとし、出席した委員等の確認を得なければならない。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員及び第4条第4項の規定により委員会に出席した者は、委員会において知り得た情報であって個人情報等公表することが適切でない情報を漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 事務局は、和歌山県 県土整備部 道路建設課に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めのない事項については、委員長が検討会に諮って定める。この規約を変更する場合においても同様とする。

附則

この規約は、令和5年9月8日から施行する。

県道長井古座線 八郎山トンネル技術検討委員会 名簿

委員長	京都大学 名誉教授	おおにし ゆうぞう 大西 有三
委員	東京都立大学 都市環境学部 教授	いさご のぶはる 砂金 伸治
委員	国立研究開発法人 土木研究所 上席研究員	くさか あつし 日下 敦
委員	和歌山工業高等専門学校 名誉教授	なかもと じゅんじ 中本 純次